

保険商品に関する留意点

【個人年金に関する留意点】

- ◆個別の商品については、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおりー約款」「特別勘定のしおり（変額個人年金保険のみ）」等を必ずお読みください。
- ◆個人年金保険は当行を募集代理店とする引受生命保険会社の商品であり、契約の主体はお客様と保険会社になります。
- ◆個人年金保険は預金ではなく、元本保証はありません。また預金保険の対象ではありません。
- ◆引受生命保険会社が破綻した場合は、「生命保険契約者保護機構」の保護措置の対象となりますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- ◆商品種類、運用状況、経過年数等によっては、株価変動や為替変動リスク等により、年金額・解約返戻金等が払い込みいただいた保険料を下回る場合があります。
- ◆個人年金保険のお申込時には契約時費用がかかる場合があります。また、契約期間中には、保険契約関係費用や資産運用関係費等がかかる場合があります。また、中途換金時には、解約控除額などがかかる場合があります、解約返戻金が払込保険料を下回る可能性があります。各商品ごとに費用が異なるため、ここには表記できません。詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」等でご確認ください。
- ◆ご提案させていただく保険商品を契約しないことが、当行におけるお客様とのお取引に影響を与えることはありません。
- ◆ご契約中の個人年金保険を解約したり、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- ◆個人年金保険のお申込みに際しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
- ◆借入金等を保険料に充当するお申込は受付できません。